審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　28

処　　分　　名	重度心身障害者医療費の助成金の決定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、審査を行い、助成金を決定し支給を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第19号）	
条　　項	第4条第1項	
所　　管　　課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2ヶ月
標 準 処 理 期 間		計　　2ヶ月

判 断 基 準
松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第6条の認定を受けた者の申請で、第4条第3項及び第5条に該当しないものであることを基準とする。

【根拠法令等】
「松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」
第2条　この条例において「重度心身障害者」とは，次の各号のいずれにも該当する者をいう。
(1)　次のいずれかに該当する者
ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で，その身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級に該当するもの
イ　知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であつて，療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けたもので，別に市長が定めるもの
(2)　規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者又は被扶養者
(3)　次のいずれかに該当する者
ア　本市の区域内に住所を有する者で，住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの
イ　本市の区域内に住所を有する者で，外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されているもの
ウ　本市の区域内に住所を有する者で，ア及びイの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認めるもの
エ　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者
オ　高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で，同条第1項に規定する入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条　医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は，重度心身障害者又は保護者とする。ただし，重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは，助成の対象としない。
(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
(2)　他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者
(3)　国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
(4)　高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第4条　松山市は，助成対象者が重度心身障害者にかかる保険給付につき一部負担金を負担した場合においては，当該一部負担金に相当する額として，市長が決定した額を助成するものとする。
2　前項の助成金は，月を単位として計算するものとする。
3　第1項の規定にかかわらず，保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過した場合の当該保険給付に係る医療費は，助成の対象としない。

第5条　助成金支給の原因となつた疾病，負傷等が第三者の行為によつて生じたものであり，かつ，その療養に要する費用の一部又は全部について，助成対象者が第三者から賠償を受けたときは，その賠償の限度において，助成金を支給しないものとする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

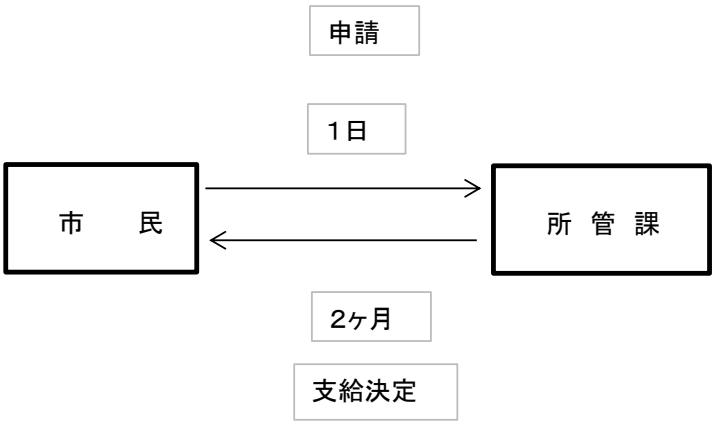

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。